

令和元年度

第2回長浜市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和2年2月26日（水） 午後2時から

長浜市役所 本庁1階 多目的ルーム1

令和元年度第2回長浜市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和2年2月26日（水）午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所 長浜市役所 本庁1階 多目的ルーム1
- 3 出席者 [被保険者を代表する委員] 3名
保積郷司委員、川瀬等委員、岡本茂委員
- [保険医または保険薬剤師を代表する委員] 1名
安達貴子委員
- [公益を代表する委員] 4名
小林治一良委員、福井正俊委員、荒田喜美子委員、野村桂子委員
- [被用者保険等保険者を代表する委員] 1名
袴田賢二委員
- [市側、事務局職員] 15名
市民生活部 江畑部長、曾我次長
保険医療課 松宮課長、中上参事、小林副参事、道念主事
税務課 大谷課長
滞納整理課 松橋課長、廣部副参事
健康企画課 明石管理監兼健康企画課長
地域医療課 野村課長、上野主査
健康推進課 織田管理監兼健康推進課長、岸下副参事、福永主幹
- 4 欠席者 [被保険者を代表する委員] 1名
廣部恭子委員
- [保険医または保険薬剤師を代表する委員] 3名
布施隆治委員、川瀬仁史委員、室谷節子委員
- [被用者保険等保険者を代表する委員] 2名
宇田泰明委員、加藤 理委員
- 5 署名委員 安達貴子委員、野村桂子委員

6 議事

事務局

《 会 議 録 》
《開会 午後2時00分》

本日は、皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
でございます。

定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第2回「長浜市国民健康保険
運営協議会」を開催させていただきます。

なお、本日の会議に、被保険者代表の廣部委員様、保険医・薬剤師代表の布施
委員様、川瀬委員様、室谷委員様、被用者保険等保険者代表加藤委員様、宇田委
員様より、所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告いたしま
す。

それでは、会議を開催させていただきます。

本会議につきましては、「長浜市国民健康保険規則」の第4条第4項に、各選
出区分それぞれ1名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなけれ
ば開くことができない旨の規定があります。本日は各区分1名以上で、委員総数
15名中9名の出席者がありますので、開催の要件を満たしておりますことをご報
告申し上げます。

また、この「国民健康保険運営協議会」の会議は、長浜市情報公開条例の規定
に基づき「原則公開」とさせていただきますのでご了承ください。

なお、本日の傍聴のお申込みは、1名でございます。

それでは、事前にお送りしております資料の会議次第に従いまして進めさせて
いただきます。

開会にあたりまして、市民生活部長からご挨拶申し上げます。

部長

【部長あいさつ】

事務局

それでは会議に入らせていただきます。

このあとの進行につきましては、規則第4条第3項によりまして、小林会長様
に議長をお願いいたします。小林会長様、よろしく申し上げます。

議長

本日は、ご苦勞様です。皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたい
と思っておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは会議次第の3「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は長浜市国民健康保険規則第7条において、議長および協議会
において定めた2人の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指
名させていただき、ご承認をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは、署名委員を、安達委員さんと野村委員さんのお二人をお願いしたい
と思っております。よろしいでしょうか。

	(異議なしの声)
議長	後日事務局が作成いたします議事録にご署名をお願いします。
議長	<p>続きまして、会議次第4の議事に移りたいと思います。</p> <p>はじめに(1)の「令和2年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について」、(2)令和2年度長浜市国民健康保険料率(案)については関連しますので、事務局から一括して説明をお願いします。</p> <p>なお、(2)令和2年度長浜市国民健康保険料率(案)については、諮問を受けておりますので、本運営協議会において、検討し、答申を出しますのでよろしくお願いたします。それでは、事務局からの説明を受けた後、議論に入りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局 (保険医療課)	<p>《説明》</p> <p>「令和2年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1により、中上参事説明 <p>「令和2年度長浜市国民健康保険料率(案)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2により、中上参事説明 <p>○令和2年度の国民健康保険料率は据置きとする。(令和元年度と同率)</p> <p>県が示す標準保険料率は、令和元年度と比較して平均世帯で1.5%引上げであるが、その不足分は、国保財政調整基金2,800万円を充当することにより、据置きが可能。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>なお、質疑につきましては、一問一答ということでもよろしくお願いたします。</p>
委員	資料2でのグラフで、県が示す標準保険料率というのは、令和元年度の3.0%と令和2年度の1.5%で合計4.5%ということですか。
事務局 (保険医療課)	そうです。令和元年度は3.0%引上げで、令和2年度は1.5%引上げですので、4.5%ということになります。
委員	令和6年度以降の保険料統一というのは、どれくらいの時期なのか教えていただきたい。
事務局 (保険医療課)	県の運営方針がありまして、それでいいますと、令和6年度以降の早い時期に保険料率の統一という表現になっております。現在、第2期の運営方針策定に向けて改定中ございまして、県や県内各市町がどのような表記にするか協議をしているところです。現時点では、令和何年度というのは決まっておらず、令和6年度の早い時期という表記になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
議長	その他、よろしいでしょうか。

委員	直診勘定への繰入金は、10,701千円よろしいか。
事務局 (保険医療課)	他会計への繰出金は、全体で6,671万円となっております。
委員	直診勘定へ繰り出しているお金はいくらですか。
議長	直診勘定に2,940万円と記載してありますので、こちらでないのですか。 今、聞いておられるのは、他会計繰出金のうち、直診勘定はいくらかということだと思います。
事務局 (保険医療課)	直診勘定の分が2,944万1千円で、湖北病院の分が3,727万円です。
議長	その他、ご質問等ありませんか。
委員	今年度、1.5%上げなければならぬところを据え置いていただいたのはありがたいのですが、今後、医療費の上昇とか、資料2の下の方に書いてありますように、後期高齢者支援金や介護納付金の増加が想定されているなかで、財政調整基金を2,800万円取り崩すということが、将来的に見て大きく保険料が上がるという心配がないという判断をすればいいですか。
議長	事務局、お願いします。
事務局 (保険医療課)	来年度につきましては、基金を2,800万円入れさせてもらって据え置きとさせていただいたところですが、今のところ財政調整基金の残高が約36,000万円ございます。今後、令和6年度以降の保険料統一までは6年ございまして、残りの財政調整基金を毎年約5,500万円を限度として投入させていただきたいと思っております。それを超えてきました場合には、保険料を上げさせていただくことになるかと考えております。
委員	よくわかりました。令和6年度の保険料統一までというところで考えさせてもらったらいいいのですね。
事務局 (保険医療課)	そのとおりでございます。
議長	現在、基金残高が36,800万円ありますが、来年度、2,800万円取り崩しますが、基金はその他に使い道などはありますか。
事務局 (保険医療課)	今のところはございません。
議長	保険料の統一になるまでは、保険料の激変緩和に充当していくということですね。令和6年度以降は県内一律の保険料になるので、基金等を入れないで被保険者数で割り戻して保険料率を上げていくことになる、そういう考え方ということですね。

事務局	そうです。
委員	さきほど、保険者努力支援制度に新たに 500 億円ということでしたが、今までにプラス 500 億円ということですか。
事務局 (保険医療課)	令和 2 年度、全国で 500 億円、新たに追加されたということです。
委員	3 ページの市町村の特別な事情というのは、どういうものなのですか。
事務局 (保険医療課)	これは、直診分とか保健事業の事業経費などでございます。
議長	直営診療所などに充てる分について、もらえますよということですね。
委員	特別な事情はどのようなものを指しているのですか。
事務局 (保険医療課)	直診の分、ジェネリック、減免の分、非自発的失業者への軽減にかかるなどです。
(部長)	市町村が独自判断で行う分で、他の市町になくて長浜市独自で減免するとか、直営診療所を長浜市は持っていますので、持っている場合はあたりますし、そうでない場合はあたりません。そういうようなものを特別な事情としているのが現状です。特別な事情というのがなかなか難しい言い方です。
議長	長浜市は山間へき地が多いので、国民健康保険直営診療所を経営しています。その分を国保会計から診療所に対して応援していますよね。よその市町は診療所を持っていない場合が多いので、少しお金をみてあげましょうということで、特別調整交付金というものがあります。そういうことだと思います。
委員	わかりました。
議長	その他、何かご質問等ありませんか。 長浜市の保険料は県内で何番目ぐらいでしょうか。
事務局 (保険医療課)	13 市中、11 番目です。訂正します。13 市中、8 番目でございます。
議長	13 市中 8 番目とうことは、下から 5 番目で、他市に比べてそんなに高い保険料率を設定しているわけではないということですね。 その他、何かご質問等ございませんか。
委員	人間ドックの助成はどれくらいの実績ですか。
事務局 (保険医療課)	令和元年度は、744 人でございます。

議長	平成 30 年度はどうですか。
事務局 (保険医療課)	716 人です。
議長	<p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>ないようですので、(3) 長浜市国民健康保険料率(案)についての諮問事項ですが、示されたように令和 2 年度の長浜市国民健康保険料率は据え置くということで答申したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>答申にかかる文案については、会長の私に一任いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、次に(3)「令和 2 年度長浜市国民健康保険事業計画(案)について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>《説明》 「令和 2 年度長浜市国民健康保険事業計画(案)について」 (資料 3 により説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療課 中上参事、小林副参事 ・ 税務課 大谷課長 ・ 健康推進課 織田管理監兼課長 ・ 健康企画課 明石管理監兼課長
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>2 ページの差押えというところで、長浜市も苦勞されていると思いますが、13 市中 5 番目、19 市町村中 10 番目という成績をあげておられるということで、前回の議事録を読ませていただきました。大変努力されておられると思います。今後も強力に進めていただきたいと思います。平成 30 年は 653 件を処理されたと聞いております。預貯金や生命保険などを差し押さえされていると聞いているのですが、一方で、差し押さえ禁止財産もあろうかと思えます。生命保険は差押え禁止財産になるのですか、教えてください。</p>
議長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局 (滞納整理課)	<p>生命保険ですが、生命保険を解約した際の解約返戻金を差押え財産として差押えする場合があります。委員のおっしゃるとおり、一方で、大事に掛けておられる場合もありますので取り立てとなるまでは一定期間、滞納された方とやり取り</p>

委員

を行いまして、解約をすぐにはしないという形とさせていただいているところです。すぐさま、未納の税金や国民健康保険料に充てるといいうことにはなっていないところです。

解約させて徴収するのかと思いましたが。それだと問題が発生するのではないかと思いましたが。差押え禁止財産というのはどういうのがあてはまるのか教えていただきたい。

事務局
(滞納整理課)

いちばんわかりやすいものでいえば、国民健康保険の給付費は差押え禁止財産になります。国保事業のサービスで被保険者さんが受ける給付費等は差押えできません。他で言いますと、児童手当があります。お給料の差押えをすることもありますが、その場合も、計算上、一定金額を残さなければならないという基準があります。単純にいいますと、10万円は最低生活費に残さないよ、そこに扶養人数とか計算に入れて、それ以下になるようであれば差押えはだめですよという決まりがあります。給付費につきましては、国税徴収法だけではなくて、それぞれの法律の中で謳われているものがありますので、そういったものが、禁止財産になりますので、そういうものを確認して執行に努めております。

委員

私は、長い間、民生委員をさせていただきました。「きゃんせ体操」も1週間に1回、させていただいたのですが、ウォーキングも一緒の意味で、その日参加しただけで事が収まるのではないので、あくまでこれは一つの起爆剤としてそれを毎日続けるということでないと思いません。一つ申し上げたいのは、若い人が日頃からの運動習慣、これがなければ、60、70歳になってウォーキングを始めたところで長続きするものではないと思うのです。長浜市もこの事業を展開されるのであれば、50歳あるいは40歳からでないと思いません。どういう展開をお考えなのかお聞きしたいです。

事務局
(健康企画課)

おっしゃることは、私も同感です。なんとか若いころから運動習慣をつけていただきたいということで企画をしております。今回、健康企画課が出させていただいています健康ウォークにつきましては、スマートフォンのアプリになっていますので、スマートフォンを扱える人が基本的に対象となっております。現状で見ると、ある程度、年齢層が若い人でないと使い方が難しいなあと考えております。ピワテクアプリを使いこなしていただける、ある程度、若い人が、この運動に参加していただけたらと思っております。若い時から運動習慣をつけて、そして、高齢になると体操するとか、そういったような流れになるように今後、考えていきたいと思っております。

議長

その他、何かございますか。
それでは、次に(4)「令和2年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出予算(案)について」、事務局から説明をお願いします。

事務局
(地域医療課)

《説明》
「令和2年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出予算(案)に

	<p>ついて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料4により、野村課長説明
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。
委員	基金積立金はどれだけあるのですか。それと、西浅井町の塩津診療所と永原診療所が一つになりましたね。一つになってからの運営が、どういうふうに改善されたのか、今の段階でわかる範囲でご説明いただきたいと思います。
議長	それでは、事務局、お願いします。
事務局 (地域医療課)	基金残高でございますが、国民健康保険の直営診療所管理運営基金ですが、令和元年度末現在で8億6,271万7千円の残高でございます。
議長	西浅井診療所の運営状況はどうですか。
事務局 (地域医療課)	4月から、拠点化ということで2名の人に永原の方に来ていただいて、塩津は週2回ということになっております。この拠点化を図ることによりまして、診療所を開けたままで、もう一人の先生が往診に出るということとなり、相乗効果で市民のみなさんにも喜んでいただいていると思っております。塩津の方も今のところ順調と聞いております。
委員	もう少し具体的に教えていただきたい。今まで、赤字が続いていた。拠点化して、運営がどう変わったか、わかる範囲で教えてください。まだ、4月からなのでわからないかもしれませんが、今まで、永原診療所も塩津診療所も赤字でしたので、拠点化した結果、どういう改善がされたのかお伺いしたい。
事務局 (地域医療課)	財政的な状況につきましては、へき地の診療所というところで、なかなか運営が上向いて黒字化ということが難しいところがありますので、その分は、それぞれの会計から応援をしてもらいながらの運営というのは致し方ないのですけれども、収支面では、何とかこの基金を使いながら補填して運営をしようというところがございます。何よりも市民のみなさんが、不便のないように便利に使っていただけるような診療所であることが一番だと思いますので、そこにつきましては、拠点化して2名の医師体制でいくということが、市民の方にとってよろしいのではないかと考えております。
議長	直営診療所というのは、元々、山間へき地診療所ですので、黒字化は見込めないで、国保特会繰入とか一般会計繰入、あるいは、繰越金、市債といったものを投入しながら維持しているのが実態なので、2つを一緒にしたからといって黒字化が図れるものではない。ただ、赤字の金額は改善されると思います。それよりもむしろ2名体制になったことのメリットが大きいという説明だと思うのですが、よろしいでしょうか。たぶん、まだ、決算が出ていないので金額的なものはわからないと思うのですが、状況としてはそのような状況かと思えます。

	<p>そのほか、何かありませんか。 なければ、次に（５）その他の「法改正による長浜市国民健康保険条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (保険医療課)	<p>《説明》 「法改正による長浜市国民健康保険条例の一部改正について」 ・資料５により、小林副参事説明</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はありませんか。 これは、国民健康保険施行令の一部改正に伴って条例改正を行うということで、全国一律ですね。</p>
事務局 (保険医療課)	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>それでは、議事としては以上となります。 ほかに委員のみなさまから、何かご意見ご要望などはありませんか。</p>
委員	<p>今、テレビなどの報道で、新型コロナウイルスが全国で蔓延しているのですが、北海道でもたくさん感染者が出ておられ、県外でも出ております。県内は幸いにして出ていない状況です。今後、新型コロナウイルスが長浜市で発生した場合、長浜市としては、どのように発生するまでの対処をされるのか。それから、発生した場合、対処法をどのようにしていかれるのか。政府といたしましては、各県にある程度任せているということですがけれども、長浜市としては、今後、どのように対応していかれるのかお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>新型コロナウイルス対策の長浜市の考え方といいますか、方向性ですがどうですか。お答えする部署はありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>今日は、担当部署が来ていないということなので、申し訳ありません。 他に何かありませんか。なければ、事務局から何かありますか</p>
事務局 (保険医療課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「長浜市国民健康保険データヘルス計画」の中間見直しについて 令和２年度に中間見直しを行い、協議会へも報告する予定 ・「次回の会議開催予定について」 令和２年８月開催予定 (中上参事説明)
議長	<p>ただ今、国民健康保険データヘルス計画の見直しと、次回の協議会開催が令和２年８月の予定との説明がありましたが、何かご質問はありませんか。 では、本日の議事は以上ですが、引き続き「後発医薬品情報提供事業」について、協会けんぽ滋賀支部の袴田委員よりご説明があります。</p>

委員
議長

袴田委員、よろしく申し上げます。

- ・「協会けんぽ滋賀支部が行う後発医薬品情報提供事業について」

ただ今、ご説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

他になければ、これをもちまして、令和元年度「第2回長浜市国民健康保険運営協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

本日は、長時間のご審議誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

《閉会 午後3時30分》

長浜市国民健康保険規則第7条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年2月26日

長浜市国民健康保険運営協議会議長

小林 治一良

署名委員

安達 貴子

署名委員

野村 桂子